

第 26 号議案

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例
 (下水道条例の一部改正)

第 1 条 神戸市下水道条例 (昭和50年10月条例第40号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章～第 3 章 [略]	第 1 章～第 3 章 [略]
第 4 章 <u>削除</u>	第 4 章 <u>水洗化への援助 (第23条)</u>
第 5 章 [略]	第 5 章 [略]
附則	附則
第 4 章 <u>削除</u>	第 4 章 <u>水洗化への援助</u> <u>(水洗化訴訟等に関する援助)</u>
<u>第23条 削除</u>	<u>第23条 市長は、くみ取便所の水洗便所 (汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。) への改造又は浄化槽</u>

から汚水を公共下水道に排除する排水設備の設置（以下「水洗化」という。）を行おうとする者が水洗化に係る紛争を解決するために訴訟等を利用することを決定した場合において、法第1条の目的からみて必要があると認めるときは、当該水洗化を行おうとする者に対して、水洗化に係る紛争を解決するために利用する訴訟等に関する援助を行うことができる。

2 前項の援助は、神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）で定めるところにより、行うものとする。

（下水道事業基金条例の一部改正）

第2条 神戸市下水道事業基金条例の一部を改正する条例（昭和55年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（貸付け）</u>

第5条 市長は、基金に属する現金を、
独立の生計を営み、かつ、返済能力の
ある者で、下水道法（昭和33年法律第
79号。以下「法」という。）第2条第
8号に規定する処理区域（以下「処理
区域」という。）において、次の各号
のいずれかに該当する行為（以下「貸
付対象行為」という。）を行うものに
対して貸し付けることができる。

(1) くみ取便所の水洗便所への改築
（共用のくみ取便所を廃止し、各
戸に水洗便所を設置することを含
む。）

(2) 法第10条第1項に規定する排水
設備の設置又は改築若しくは修繕
で、市長が当該土地の下水を法第
2条第3号に規定する公共下水道
に流入されるために必要と認める
もの

2 市長は、基金に属する現金を、神戸
市下水道条例（昭和50年10月条例第
40号）第23条第1項に規定する者に
対して貸し付けることができる。

（貸付けの種類）

第6条 貸付けの種類は、次に掲げる
とおりとする。

(1) 普通貸付 処理区域において貸
付対象行為を行う者に対する当該

貸付対象行為に要する費用の貸付け

(2) 下水道整備困難地区貸付 市長が地形上自然流下により下水を公共下水道に排除することができない地区及びこれに準ずる地区と認める処理区域において、貸付対象行為のうち規則で定めるものを行う者に対する当該貸付対象行為に要する費用の貸付け

(3) 水洗化訴訟等費用貸付 前条第2項に規定する者に対する神戸市下水道条例第23条第1項に規定する水洗化に係る紛争を解決するために利用する訴訟等（以下「水洗化訴訟等」という。）の手続に要する費用、弁護士費用その他これらに類する費用（以下「水洗化訴訟等費用」という。）の貸付け

（貸付金額）

第7条 貸付けの金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 普通貸付 60万円以内において貸付対象行為に応じて市長が認める額。ただし、法第2条第2号に規定するポンプ施設の設置を伴う貸付対象行為を行う者で、下水道整

備困難地区貸付を受けないものについては、貸付対象行為に応じて市長が認める額とする。

(2) 下水道整備困難地区貸付 貸付対象行為に応じて市長が認める額

(3) 水洗化訴訟等費用貸付 規則で定める水洗化訴訟等費用の範囲内において市長が定める額

(貸付条件等)

第8条 貸付けの条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付利率 無利息

(2) 償還方法 48箇月以内の均等分割払。ただし、水洗化訴訟等費用貸付については、水洗化訴訟等の終結が確定した日から1年以内の償還とする。

(3) 遅延利息の額 次項に定めるところによる。

2 前項第3号の遅延利息の額の計算

については、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第13条第1項及び第2項並びに同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第13条第1項中「納期限（第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、

当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）」とあるのは「償還期限（神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）第8条第1項第2号の規定に基づく償還期限をいう。以下この項において同じ。）」と、「延滞金額」とあるのは「遅延利息の額」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該償還期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3 第1項第3号の遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 災害その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、第1項第2号の償還方法を変更し、又は同項第3号の遅延利息の額を減額し、若しくは免除することができる。

5 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を選定しなければならない

い。

(実地検査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、基金の貸付けを受けた者に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(貸付けの取消し及び繰上償還)

第10条 市長は、基金の貸付けを受けた者が、貸付けの目的以外に貸付金を使用したとき、又は貸付条件に違反したときその他規則で定める事項に該当したときは、基金の貸付けを取り消し、又は償還金を一時に返還させることができる。

2 基金の貸付けを受けた者は、必要に応じ資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(貸付金の償還の免除)

第10条の2 市長は、水洗化訴訟等費用貸付を受けた者が水洗化訴訟等を行つた結果、水洗化訴訟等費用を得ることができなかつたときその他貸付金を償還させることが適当でないと認めるときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第5条～第7条 [略]

第11条～第13条 [略]

(公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例の一部改正)

第3条 神戸市公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例（平成25年3月条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(都市下水路の構造の基準)	(都市下水路の構造の基準)
第4条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準は、 <u>令第17条の13</u> において準用する令第5条の8、第5条の9（第6号に係る部分を除く。）及び第5条の11に定めるところによる。	第4条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準は、 <u>令第17条の10</u> において準用する令第5条の8、第5条の9（第6号に係る部分を除く。）及び第5条の11に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例第2条の規定による改正前の神戸市下水道事業基金条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定により行った貸付けについては、旧条例第8条から第10条の2までの規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第8条第2項中「第321条の8第22項」とあるのは「第321条の8第34項」と、「同条第1項、第2項、第4項又は第19項」とあるのは「法第321条の8第1項、第2項、又は第31項」

と、「神戸市下水道事業基金条例」とあるのは「神戸市下水道条例等の一部を改正する条例（令和 年 月条例第 号）による改正前の神戸市下水道事業基金条例」と、「掲げる期間」とあるのは「定める日又は期限までの期間」とする。

理 由

くみ取り便所から水洗便所への改築工事等に伴う費用の貸付制度を見直す等に当たり、条例を改正する必要があるため。